

普通肥料の登録区分（肥料取締法第四条による）

1 化学的方法によって生産される普通肥料。
（3～5までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）

2 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの。
（4に掲げるものを除く。）

3 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主要な成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（5に掲げるものを除く。）

4 含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）

5 特定普通肥料であつて、3の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの

6 1から5に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（3に掲げるものを除く。）

7 1から6に掲げる普通肥料以外の普通肥料
（石灰質肥料を含む。）

例：石灰質肥料（副産石灰肥料等）
有機質肥料（魚かす粉末等）

農林水産大臣の登録

都道府県知事の登録